

〔別紙1〕

岩石採取計画審査基準

- 1 岩石採取場については、岩石採取場の区域の外周からおおむね 300 メートルの範囲内に人家又は公共施設が存しないこと。ただし、岩石採取に伴う具体的な災害防止装置、その他の事情等を勘案して審査することを妨げない。
- 2 岩石採取の方法及び岩石採取のための設備その他の施設並びに岩石採取に伴う災害防止のための方法及び施設等に関する事項については、「採石技術指導基準書（平成 15 年版）」（経済産業省 資源エネルギー庁）に適合すること。